

優良要件適
(実習実施)

●法人単位での実績を記載してください。
名簿（別紙）の添付漏れに注意してください。
名簿（別紙）との記載と齟齬がないよう注意してください。

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 15 条に定める基準を満たすことについて下記のとおり申告します。

記

項目		点数	内容
1 技能等の修得等に係る実績	I	※	① 分母 計 4 名 (A + B) A 現行制度 第1号修了者 4 名 - やむを得ない不受検者 1 名 = 3 名 B 旧制度 第1号修了者 1 名 - やむを得ない不受検者 0 名 = 1 名 ※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。 ☑ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記口にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。 (〇〇 年度 / 〇〇 年度 / 〇〇 年度)
			② 分子 計 3 名 (A + B) A 現行制度 計 2 名 B 旧制度 計 1 名
			③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率 ② 3 名 ÷ ① 4 名 × 100 = 75 % ※合格率の小数点以下は切り捨てること。
		0点	

●過去3技能実習事業年度内に第1号技能実習を修了又は修了する予定であった者の技能検定基礎級程度の合格率について記載します。

●名簿(別紙)に合格者、不合格者、不受検者の氏名等を記載します。

2025 年度(2025 年 4 月～2026 年 3 月)に申請した場合は、2022～2024 年度(2022 年 4 月～2025 年 3 月)を指します。

●入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がならず受検実績がない場合。

II	※	① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度 第2号受検者 _____ 名 ※旧制度について、平成29年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検者は必ず含めること。 B 第3号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 ※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。 ☒ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。 (☐ 年度 / ☐ 年度 / ☐ 年度)	●過去3技能実習事業年度内に第2・3号技能実習を修了又は修了する予定であった者の技能検定3級程度の合格率について記載します(実技試験のみ)。 ●①の算入対象となる技能実習生がいない場合は、「II※」に過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格者数を記載してください。 ●入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず受検実績がない場合。 ●A：第2号技能実習生について記載します。 B：第3号技能実習生について記載します。
		② 分子 計 _____ 名 (A+B) A 3級程度 _____ 名 (a+b) a 現行制度 計 _____ 名 b 旧制度 計 _____ 名 B 2級程度 _____ 名	
		③ 2級又は3級程度の実技試験の合格率 (②A+②B×1.5= _____ 名) × 1.2 ÷ ① _____ 名 × 100 = _____ % ※合格率の小数点以下は切り捨てること。 0 点	
	II※	20 点	3級程度の実技試験の合格者 計 <u>3</u> 名
III	5 点	2級又は3級程度の学科試験の合格者 計 <u>2</u> 名	●III：直近過去3年間(申請時を起点として遡った3年間)の学科試験の合格実績。<u>直近3技能実習事業年度での合格実績ではない</u>のでご注意ください。
IV	5 点	技能検定等の実施への協力の実績 (☒ 有 ・ ☐ 無) a 試験の職種名 <u>機械加工</u> b 試験実施機関名 <u>〇〇県職業能力開発協会</u> c 協力の概要 <u>試験実施にあたり当社の機械を提供した(令和6年11月)</u>	技能検定等の実技試験の実施に必要な会場・機材・設備等の貸与等を行っていても、実習実施者に所属する技能実習生にのみ貸与等している場合は実績に含みません。 申請時を起点として遡った1年間における実績

2 技能実習を行わせる体制	I	技能実習指導員 全員の講習受講 (☒ 有 ・ ☐ 無) 在籍者 <u>2</u> 名 うち、講習受講者 <u>2</u> 名 ※講習受講者がいる場合には、講習受講者全員の受講証明書の写し	5 点	●直近過去3年以内の受講歴： 申請時を起点として遡った3年間における受講歴 在籍する技能実習指導員・生活指導員 全員の受講 がなければ加点なりません。 講習受講者全員の受講証明書の写し を添付してください。
	II	生活指導員 全員の講習受講 (☒ 有 ・ ☐ 無) 在籍者 <u>2</u> 名 うち、講習受講者 <u>2</u> 名 ※講習受講者がいる場合には、講習受講者全員の受講証明書の写し		
3 技能実習生の待遇	I	第1号技能実習生の時間当たりの賃金 <u>1,400</u> 円 ÷ 最低賃金 <u>1,163</u> 円 × 100 = <u>120</u> % a 対象とした技能実習生の氏名 (<u>○○○○○○○</u>) b 最低賃金の種類 (☒ 地域別最低賃金 ・ ☐ 特定最低賃金) ※第1号技能実習生の時間当たりの賃金は、本技能実習事業年度に受け入れている者のうち、賃金の額が最も低いものを記載すること。 ※最低賃金額は、本技能実習事業年度年頭(4月1日)の金額を記載すること。	5 点	●直近の技能実習事業年度に第1号技能実習又は第2号技能実習を修了した技能実習生のうち引き続き申請者が次の段階の技能実習を行わせた者が対象となります。 ●対象の技能実習生の前段階の技能実習開始時点の『基本給』と、次段階の技能実習開始時点の『基本給』とを比較し、昇給率を算出します。
	II	昇給率 ① 第2号技能実習への移行時 <u>7.5</u> % ((A-B) ÷ B × 100) A 第2号技能実習開始時の報酬 <u>200,000</u> 円 B 第1号技能実習開始時の報酬 <u>186,000</u> 円 ② 第3号技能実習への移行時 <u>10</u> % ((C-D) ÷ D × 100) C 第3号技能実習開始時の報酬 <u>220,000</u> 円 D 第2号技能実習開始時の報酬 <u>200,000</u> 円		
	III	① 受け入れている全ての技能実習生の宿泊施設について、本人のみが利用する個室(※)を確保した上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること。 ※4.5 m ² 以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。 (概要) <u>○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○。</u> <u>○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○○○。</u> ☒ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。	5 点	
	② 技能実習生が自らの意思で住居(①における個室が確保されているものに限る。)を選び、自ら賃貸借契約を締結している場合は、技能実習生に対して経済的な補助(賃料の20%以上の住宅手当の支給等)を行った上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること (概要) <u>○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○。</u> <u>○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○○○。</u> ☒ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。			

	小計	10点	[小計の計上方法] 「3技能実習生の待遇」の項目で加点できる最大点数は10点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅲ」までの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点と記入すること。	●小計を計上する際に注意してください。
4 法令違反・問題の発生状況	Ⅰ	※ 0点	① 改善命令 (☒ 無 ・ ☐ 有) ※有の場合 (年月日 年 月 日 / ☐ 改善実施 ・ ☐ 改善未実施) ② 旧制度の「改善命令相当の行政指導」 (☒ 無 ・ ☐ 有) ※有の場合 (年月日 年 月 日 / ☐ 改善実施 ・ ☐ 改善未実施)	●直近過去3年以内とは申請時を起点として遡った3年間を指します。 直近3技能実習事業年度ではありません。なお、「優良」の判断については、申請後に生じた事情も勘案して行います。
	Ⅱ	※ 0点	失踪者 <u>1</u> 名 / 受入れ <u>15</u> 名 × 100 = <u>6.6</u> % ※受入れ数は、過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数。	
	Ⅲ	※ 0点	責めによるべき失踪 (☒ 無 ・ ☐ 有)	
5 相談・支援体制	Ⅰ	5点	マニュアル等の策定及び関係職員への周知 (☒ 有 ・ ☐ 無)	●5Ⅱ監理団体として確保している相談員と重複する者を選任することはできません。 直近過去3年以内(申請時を起点として遡った3年間)の実績 ●ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付してください。
	Ⅱ	5点	受入れ中の全ての技能実習生が母国語で相談できる相談員の確保 (☒ 有 ・ ☐ 無)	
	Ⅲ	15点	実習先変更による技能実習生の受入れ (☐ 無 ・ ☒ 有) ※実習先変更により受け入れた技能実習生が1名の場合は、下記項目に記入すること。 実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、各技能実習生の下記項目を整理した一覧表を添付すること(様式自由)。 ※有の場合 技能実習生の氏名 () 国籍・地域 () 性別 (☐ 男 ・ ☒ 女) 生年月日 (年 月 日) 受入れ年月日 (年 月 日) 実習先変更時の技能実習計画認定番号 ()	
	Ⅳ	10点	監理団体を通じた、実習先変更支援のポータルサイトへの登録 (☒ 有 ・ ☐ 無)	
6 地域社会との共生	Ⅰ	4点	日本語学習の支援の概要 認定日本語教育機関の通学者に対して、授業料の一部〇〇円を支援した。	
	Ⅱ	3点	Ⅰにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合はその概要 〇〇年〇月頃に、認定日本語教育機関である〇〇〇〇〇〇を活用し、技能実習生の日本語学習支援を行った。	
	Ⅲ	3点	地域社会との交流を行う機会の概要 町内会主催の〇〇祭り(地域祭り)に企画段階から参画し、技能実習生が参加しやすい企画を設けたところ、〇〇年〇月〇〇日、技能実習生が参加し、民族舞踊を披露した。	

			今年度においても、同様の交流を行うこととし、企画に参画している。
	IV	3 点	日本の文化を学ぶ機会の概要 〇〇美術館の見学会を企画したところ、〇〇年〇〇月〇〇日、技能実習生が参加した。 今年度においても、同様の見学会を開催予定である。
	小計	10 点	〔小計の計上方法〕 「6 地域社会との共生」の項目で加点できる 最大点数は 10 点 となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅳ」までの 各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、10 点と記入すること。

●小計を計上する際に注意してください。

※本申告書の申請の際は、参考様式第 1－24 号別紙「受検技能実習生名簿」を必ず添付すること。

(注意)

- 1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。
- 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0 点」、「－ 5 点」等と記載すること。
- 3 「1 技能等の修得等に係る実績」の項目については、「Ⅱ」の欄の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がない場合は、過去 3 技能実習事業年度には 2 号未修了であった者の申請日時点の 3 級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じた加点を「Ⅱ※」の点数欄に記載すること。
- 4 「5 相談・支援体制」の項目の「Ⅳ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。

合計点
95 点

●満点(150 点)の**6割(90 点)**以上であれば優良要件を満たします。